

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月25日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第8号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1の3（第8条の2関係）		別表第1の3（第8条の2関係）	
路線名	区間	路線名	区間
略		略	
臨港道路	略 伊万里市山代町楠久929番67から伊万里市 瀬戸町字豊瀬2356番79まで	臨港道路	略 伊万里市山代町楠久929番67から伊万里市 瀬戸町字豊瀬2356番79まで <u>伊万里市黒川町塩屋字七ツ島5番81から伊 万里市黒川町黒塩字分崎2089番10まで</u>
略		略	

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。